

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和5年12月5日(火) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 關 守
委員 寺門 勲 委員 萩谷 俊行
委員 木野 広宣 委員 君嶋 寿男
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 会沢 義範
次長 秋山 雄一郎 次長補佐 岡本 奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	企画部長 渡邊 荘一
秘書広聴課長 海野 直人	秘書広聴課長補佐 鈴木 伸一
政策企画課長 篠原 広明	政策企画課長補佐 宇佐美 智也
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 玉川 一雄	総務課長 加藤 裕一
総務課長補佐 小泉 友哉	管財課長 川崎 慶樹
管財課長補佐 稲田 政徳	税務課長 小林 正博
税務課長補佐 鈴木 正寿	収納課長 片野 弘道
収納課長補佐 植田 徹也	
市民生活部長兼危機管理監 平野 敦史	
防災課長 石井 宇史	防災課長補佐 疋田 克彦
市民協働課長 秋山 光広	市民協働課長補佐 山田 明
市民課長 関 雄二	市民課長補佐 飯村 秀樹
環境課長 綿引 稔	環境課長補佐 萩津 厚緒
消防長 小田部 茂生	消防本部参事兼予防課長 寺門 芳和
消防本部予防課長補佐 檜村 重樹	

会議事件

- (1) 議案第50号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第51号 那珂市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第 52 号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第 53 号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第 58 号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第 59 号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第 60 号 那珂市コミュニティセンター等整備基金条例を廃止する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第 61 号 令和 5 年度那珂市一般会計補正予算 (第 6 号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第 63 号 令和 5 年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第 67 号 建設工事請負変更契約の締結について
…原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第 69 号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
…原案のとおり可決すべきもの

議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

委員長 改めまして、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

あっという間の 12 月、2023 年ももうあっという間に過ぎ去ろうとしております。

年を重ねるたびに、1 年のスピードが物すごく速く感じてきております。

皆様方も年末年始に向け大変忙しい日々が続くと思いますので、くれぐれも体調に留意されながらお過ごしいただきますよう心よりご祈念申し上げまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

開会前にご連絡いたします。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して、常任委員会を行います。

ご理解ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。

会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑答弁の際には、簡潔かつ明瞭をお願い

いたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにするなどのご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であり、欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

まず私ごとですけれども、急な発熱で大変なご心配またご迷惑をかけたことに対しまして、本当に誠に申し訳なかつたと思います。

これからも私自身体調に留意しながら、議会を全うしたいと思っています。

今日は多分、最後になるかもしれませんが、総務生活常任委員会が有意義な、また慎重かつスムーズな総務生活常任委員会になることを、お願い申しまして挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めましておはようございます。

本日は総務生活常任委員会ご出席ご苦労さまでございます。

また先週末からいろんなイベントにご出席、大変お疲れさまでございます。

今、インフルエンザが大変流行っている状況で、お隣の福島県と栃木県はインフルエンザ警報というレベルに入っております。

またコロナは9月以降落ちついてまいりましたが、先週あたりから増加傾向に移ってきております。

ご承知のとおり昨年も年末から爆発的にコロナが増えたというような状況がございますので、委員の皆様方も引き続き、基本的な感染対策等ご留意の上、お過ごしいただければと思います。

本日提出しております議案は補正予算関係が2件、条例関係が7件、その他2件の11件となります。

慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は別紙の次第、別紙次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第 61 号をご覧ください。

議案第 61 号 令和 5 年度那珂市一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正になります。

追加になります。事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

高速道路休憩施設広告、令和 5 年度から令和 6 年度まで、105 万 6,000 円。

デジタル田園都市構想総合戦略策定業務、令和 5 年度から令和 6 年度まで、653 万 4,000 円。

サイクルイベント企画運營業務、令和 5 年度から令和 6 年度まで、116 万 1,000 円。

ふれあいセンターすがや総合施設管理業務、令和 5 年度から令和 8 年度まで、1,730 万 4,000 円。

一つ飛ばしまして、指定ごみ袋作成業務委託、令和 5 年度から令和 6 年度まで、3,644 万 9,000 円。

変更になります。

ふれあいセンターごだい総合施設管理業務、補正後限度額 846 万 3,000 円。

なお、期間につきましては補正前と同じになります。

9 ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 7,766 万 6,000 円。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 484 万円。

2 目民生費国庫補助金 367 万 3,000 円。

4 目土木費国庫補助金 2,464 万 5,000 円。

5 目教育費国庫補助金 2,234 万円。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金 2,220 万 5,000 円。

10 ページをお願いいたします。

2 段目になります。

16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 2,752 万円。

4 目農林水産業費県補助金 15 万円。

16 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金 2 万 8,000 円。

19 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 1 億 2,700 万円の減。

2 目他会計繰入金 25 万 7,000 円。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2 億 4,025 万円。

11 ページをお願いいたします。

21 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入 13 万 8,000 円。

22 款市債、1 項市債、4 目土木債 6,460 万円。

6 目教育債 1,960 万円。

12 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,521 万 6,000 円。

6 目企画費 456 万 2,000 円。

うち、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業 440 万円。

7 目コミュニティ費 128 万 7,000 円。

12 目支所費 26 万 8,000 円。

14 目諸費 530 万円。

13 ページをお願いいたします。

中段になります。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費 72 万 9,000 円。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 815 万円。

14 ページをお願いいたします。

中段になります。

2 款総務費、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 7 万 9,000 円。

2 款総務費、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費 3 万 9,000 円。

2 目各種統計調査費 2 万 8,000 円。

15 ページをお願いいたします。

中段になります。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費 1 万 6,000 円。

19 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 550 万円。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 2 万 6,000 円。

22 ページをお願いいたします。

中段になります。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 84 万 4,000 円。

5 目災害対策費 5 万 6,000 円。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 歳出でちょっとお伺いいたします。

先ほどの12ページ。

企画費、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業ということで、今回440万円が補正されていますけども、この内容についてもう一度ちょっとお聞きしたいと思いますのでお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課です。

こちらの事業につきましては、当初2,400万円という予算を計上して、事業を実施していたところでございます。

転入の方が20万円、市内の転居の方が10万円ということで、申請に基づいて給付しているものでございますけれども、4月から9月までの半年で102件という実績がございました。それに基づきまして、年度末までの部分を試算いたしますと、440万円程度の不足が出る見込みがあったため、今回補正予算を計上させていただいたということになっています。

全体で申し上げますと転入が88件、転居が108件、この数字を全体の見込みとしてございます。

以上です。

君嶋委員 当初2,400万円の住宅助成金ということですよ。

それよりも増えているってことは、若い方が那珂市に来て、そうやって建てて住んでいただけることは1番望んでいることなので、増えることはいいと思うし、どんどん逆に住みよさっていうか、もっと那珂市に引っ張る方法とかね、住んでもらえるような、もっとどんどん進めていただければと思います。

委員長 ほかがございませんか。

なければ質疑を終結いたしますこれより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時13分)

再開(午前10時14分)

委員長 再開いたします。

消防本部が出席いたしました。

議案第58号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

消防本部予防課長 消防本部予防課の寺門でございます。

ほか職員1名が出席しております。

よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第58号をご覧ください。

議案第58号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第58号の説明資料となりますので、こちらの資料で説明させていただきます。

1 改正の理由につきましては、提案理由と同様でございます。

2 が主な改正の内容となります。

初めに（1）第11条、変電設備、第1項第3号の2の改正内容につきましては、屋内に設ける変電設備のうち、キュービクル式に限定している管理のために保つべき距離の基準を基本的な安全対策として、当該設備の全てに適用するものです。なお、キュービクル式とは、鋼板でつくられた外箱に収納されている方式を言います。

次に（2）第11条の2、急速充電設備、第1項第4号の改正内容につきましては、雨水等の侵入防止措置の基準について、適用対象を明確化するもの。また、文字の修正となります。

（3）第13条、蓄電池設備の改正内容は、次のアからウとなります。

アにつきましては、第1項の規制対象となる当該設備の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めるほか、規定の除外対象、転倒等の防止措置、設置方法について、全容を見直すものです。

イにつきましては、第3項の屋外に設置する当該設備に必要とされる建物との離隔距離及び除外要件等について規定の全容を見直すものです。

ウにつきましては、第4項の屋外設置の当該設備について、準用基準の一部を改めるものです。

続きまして（4）第44条、火を使用する設備等の設置の届出につきましては、15ページをお願いいたします。

第13号の蓄電池設備のうち、火災危険性が低いと考えられる容量20キロワット時以下のものを届出対象から除外する改正です。

別表第3につきましては、新たに固体燃料を用いた厨房設備についての離隔距離を定めるものです。

3の施行期日等につきましては、本条例の施行日は令和6年1月1日となります。

経過措置として、附則第2項及び第3項につきましては、既存または設置工事中の燃料電池発電設備等のうち、新たな規定に適合しない者に対して、いずれも従前の例を適用するものです。

また、第4項につきましては、新たな規定に該当する既存の蓄電池設備、及び一定期間内に設置された蓄電池設備のうち、新たな規定に適合しないものに対して適用を除外するものです。

なお、2ページから13ページは条例の改正文、新旧対照表、改正する条例の概要になりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 お尋ねします。

先日私の地元で、ふれあいセンターよしの施設内でふれあいよしの祭り、催しまして、皆様方消防の方にも大変お世話になりました。

来年度以降も、そういった催しが予定されているんですけども、その催し、お祭りに対しまして何か今後、この条例改正で何か注意する点があれば教えてください。

消防本部予防課長 お答えいたします。

今回の条例改正のうち、先ほど委員が申されました催物に関する注意事項等は改正概要に含まれておりませんので、今回の改正ではございません。

以上でございます。

寺門委員 分かりました。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午前 10 時 21 分）

再開（午前 10 時 23 分）

委員長 再開いたします。

財政課及び管財課及び市民協働課が出席いたしました。

議案第 60 号 那珂市コミュニティセンター等整備基金条例を廃止する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の内内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 60 号をご覧ください。

議案第 60 号 那珂市コミュニティセンター等整備基金条例を廃止する条例についてご説明いたします。

提案理由でございます。

平成 14 年 3 月に設置したコミュニティセンター等整備基金について、ふれあいセンターすがやの完成により、建設予定であった全ての施設整備を終えることから、本条例を廃止するものです。

次のページをお願いいたします。

附則になります。

この条例の廃止は、令和 6 年 4 月 1 日からの施行としてございます。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより、議案第 60 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第 60 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 67 号 建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、議案第 67 号をご覧ください。

議案第 67 号 建設工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

令和 4 年 12 月 19 日に議決された建設工事請負契約について、変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

契約の目的が那協第 2 号（仮称）四中学区コミュニティセンター新築工事第 1 回変更。

契約の方法、随意契約。

契約の金額、変更後 7 億 6,505 万円。1,111 万円の増となります。

変更理由といたしましては、地下外壁の防水処理において、ピット内への湧水浸入対策として、ピット内面にも止水及び防水処理を施す必要が生じたことによるものです。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

寺門委員 すいません。

3 点ほどご質問させていただきます。

ふれあいセンターすがやの現在、現場の進捗率は何%でしょうか。

まず教えてください。

管財課長 11 月末現在という形になるんですけど、当初設計の金額ベースという形で 66% になります。

以上です。

寺門委員 分かりました。

二つ目なんですけれども、増額に伴いまして工期の延長、こちらは行わなくて大丈夫でしょうか。

管財課長 先ほどの続きになってしまうんですけども、今現在進捗率 66%ということになっているんですが、今後、高額な設備関係の納入がありますので、進捗率は上がっていくものと思われま。

変更になった場合、その後の工程等も考慮した中でも、今回は期限内に完了するものと考えております。

以上です。

寺門委員 分かりました。

最後の質問でございますが、資材の調達については、問題なく行われますでしょうか。

管財課長 材料の納入につきましては、議会承認後、すぐに材料のほうが入り込めるよう

な形で、手配のほうはしておりますので、その辺は大丈夫です。

以上です。

寺門委員 分かりました。

引き続き、安全第一でよろしくをお願いします。

委員長 ほかがございますか。

木野委員 今回でこれだけ増額になっているということですから、今、結構大阪万博なんかでも、かなり増額になっているってことですから、その辺はどうなんですか。

増える可能性はあるんでしょうか。

管財課長 今後は、もうほぼ完成が見えているということで、これからの増額がないという形になっております。

ただし物価の高騰とかその辺がありますので、心配しているところでございますが、今のところ、そのままいけると思っております。

木野委員 その辺しっかりとですね、慎重に対応していただきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いします。

以上です。

君嶋委員 1点ちょっと確認させていただきます。

今回の工事の中で、地下外壁の防水ということで、そこをカバーするという工事の追加ですよ。ここって、もともと田んぼですよ。そこを埋立てするとあそこはどうしてもですから低い場所、その地下水とか、そういう水の管の流れがもう既にあったのかなって私ちょっと個人的に素人ですけどそう思うんですけど。そういう面で、事前にもう調査するとき、追加の工事じゃなくてね、その辺を見込んできちんと調査をした中で進めていただければという感じがしたもんですからそれについてちょっとお聞きします。

管財課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、もともと水田のところを埋立てて現場のほうは工事を進めておりますので、地下水位が高いということはもともと予想されておりました。

そのために、ピットの外壁部分については、当初設計の中で防水施工のほうを行っております。

ただし今回に限っては、周りを埋立てしたことにより、地下水の水位が上がってしまったと。本来であればその地下ピットの高さ、水田のままの高さでは水面に触れない部分であったんですけど、今回はその地下水に触れる部分まで地下水位が上がってしまい、現場を確認したところ、内側にも浸入している跡が見られたということで、今後のことを考慮しまして、内側にも新たに防水処理を施工したと、そういう形になっております。

君嶋委員 分かりました。

事前にもうそういう対策はしていても、工事の中でそういうことが出てきたという

ことですね。

了解しました。

委員長 ほかがございますか。

なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 67 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

お疲れさまでした。

休憩(午前 10 時 31 分)

再開(午前 10 時 32 分)

委員長 再開いたします。

総務課が出席いたしました。

議案第 50 号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 51 号 那珂市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 52 号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 53 号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、関連があるため、一括して議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 総務課長の加藤でございます。

ほか関係職員 2 名が出席しております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、説明資料、議案第 50 号から議案第 53 号をご覧ください。

令和 5 年人事院勧告に伴う条例整備等について、議案第 50 号、51 号、52 号、53 号につきましては、関連がございますので、一括で説明させていただきます。

1、経緯でございます。

令和 5 年 8 月に発出された人事院勧告に準じて、同勧告内容を実現するべく条例について、所要の改定を行うものでございます。

2、目的でございます。

次の条例等について所要の改正をしようとするものです。

(1) 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(任期付職員条例)、こち

らが議案第 50 号になります。

(2) 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（特別職給与例）、こちらが議案第 51 号になります。

(3) 那珂市職員の給与に関する条例（給与条例）、こちらが議案第 52 号になります。

(4) 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（会計年度任用職員給与条例）、こちらが議案第 53 号になります。

3、改正概要の前に本年の人事院勧告の給与勧告のポイントをご説明させていただきます。

まず月例給では、民間給与との較差 3,869 円、0.96%を解消するため、高卒初任給を約 8%、1 万 2,000 円。大卒初任給を約 6%、1 万 1,000 円引き上げるなど、若年層に重点を置いた改定を勧告しております。

賞与では、民間の支給状況を踏まえ、年間 0.1 月分引上げ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ 0.05 月分、均等に配するところがございます。

3、改正概要でございます。

(1) 任期付職員条例関係でございます。

アとしまして給料表の改正でございます。

人事院勧告に基づき、任期付職員の給料表について改正を行うものです。こちらは令和 5 年 4 月 1 日から遡及適用いたします。

イとしまして期末手当支給月数の増でございます。

こちら人事院勧告に基づき、特定任期付職員の期末手当の増、年間で 0.1 月を行うものです。

なお、令和 5 年度については、12 月期末手当で措置し、令和 6 年度以降については、6 月及び 12 月の期末手当で均等に配分いたします。

(2) 特別職給与条例関係でございます。

アとしまして期末手当、支給月数の増でございます。

こちら人事院勧告及び国の取扱いに倣い、特別職については、期末手当の支給月数の増、年間で 0.1 月を行うものです。

なお令和 5 年度については、12 月期末手当で措置し、令和 6 年度以降については、6 月及び 12 月の期末手当で均等に配分いたします。

2 ページをご覧ください。

イの議員関係でございます。

議員の期末手当支給月数は、那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条で特別職給与条例の適用を受ける市長等の例によることとされているため、特別職給与条例の改正に伴い、自動的に支給月数が増、年間で 0.1 月になります。

(3) 給与条例関係でございます。

アの給料表の改正になります。

こちら、人事院勧告における官民格差 0.96%、3,869 円の解消のため、若年層を重点に置いて改正するものでございます。

なお雇用職についても、行政職との均等を図る観点から、就業規則において改正をいたします。

当該改正については令和 5 年 4 月 1 日から遡及適用いたします。

イとしまして、賞与支給月数の増でございます。人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与の支給月数の増を年間で再任用以外 0.1 月、再任用 0.05 月を行うものです。

こちら令和 5 年度につきましては 12 月期末勤勉手当で措置し、令和 6 年度以降については 6 月及び 12 月の期末勤勉手当で均等に配分いたします。

(4) 会計年度任用職員給与条例関係でございます。

アの給料表の改正でございます。

人事院勧告及び国からの通知に基づき、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて、会計年度任用職員の給料表についても改正を行うものでございます。

こちら令和 5 年 4 月 1 日から遡及適用いたします。

イの期末手当支給月数の増でございます。

会計年度任用職員給与条例第 14 条の規定に基づき、給与条例の改正に伴い準用されます。期末分のみ 0.05 月になります。

次の 3 ページから 5 ページが参考資料になってございます。

ご確認をお願いいたします。

それから、次のページでございます。

1 ページが、議案第 50 号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の議案書。

2 ページから 3 ページが改正条例。

4 ページから 6 ページが、新旧対照表になってございます。

7 ページが改正する条例の概要になります。

次になります。

次のページ 1 ページが議案第 51 号 那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の議案書。

2 ページが改正条例。

3 ページから 4 ページが新旧対照表。

5 ページが改正する条例の概要です。

次になります。

次のページ 1 ページが議案第 52 号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議案書。

2 ページから 12 ページが改正条例。

13 ページから 16 ページが新旧対照表。

17 ページから 18 ページが改正する条例の概要となっております。

次になります。

次のページ 1 ページが、議案第 53 号 那珂市会計年度任用職員の給与及び、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の議案書。

2 ページから 6 ページが改正条例。

7 ページから 12 ページが新旧対照表。

13 ページが改正する条例の概要でございます。

以上で議案第 50 号、51 号、52 号、53 号の説明を一括でさせていただきました。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。給与変更のために、物すごい量の説明を大変だなと思いましたが。

質疑ございませんか。

木野委員 確認なんですけども会計年度任用職員の方のが書いてあったんですけども、その説明以外に第 50 号から第 53 号の説明文の中で、最後 5 ページに会計年度任用職員と再任用職員って書いてあるんですけども、再任用の方も同じ給与計算になるっていう考えでよろしいのでしょうか。

総務課長 再任用職員は賞与が年間で 0.05 月の増になります。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

副委員長 会計年度任用職員と特定任期付職員の違いを簡単に教えていただけますか。

総務課長 まず、特定任期付職員でございますが、特定任期付職員とは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律がございまして、簡単にご説明しますと、高度の専門性を備えた民間人材の活用等の点から専門的知識、経験を有する者の採用を行う法律になります。例えば、弁護士とか医者ですね、医者を任期付採用、特別採用することが可能というようなことでございます。

会計年度任用職員は一般の事務の補助という扱いで採用するものでございます。

副委員長 分かりました。

ありがとうございます。

委員長 ほかがございませんか。

なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

採決の前に委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの議案4件につきましては関連するものでありますので、4件を一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしとのことですのでこれより議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

お疲れさまでした。

休憩(午前10時49分)

再開(午前10時50分)

委員長 再開いたします。

収納課が出席いたしました。

議案第59号 那珂市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

収納課長 収納課長の片野です。

ほか2名が出席しております。

よろしく願いいたします。

それでは、議案第59号をご覧ください。

議案第59号 那珂市税条例等の一部を改正する条例。

那珂市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、令和5年4月より、金融機関窓口においては、納期限を過ぎた市税等納付書の督促手数料等の確認事務が終了し、督促手数料のみを徴収する新たな事務が生じ、経費及び事務の負担となっています。

そのため、那珂市税条例等の一部を改正して、市税その他徴収金の督促手数料を廃止し、経費削減と事務効率化を図るものです。

議案書の2ページ、3ページにつきましては改正条文。

4ページから7ページが新旧対照表。

8ページ、9ページが条例の概要。

10ページが説明資料となっております。

10ページの説明資料をご覧ください。

督促手数料につきましては、市税等の納付期限を過ぎても、未納の方に対して督促状を発付した際、手数料として100円を徴収しております。

今回これを廃止したいと考えております。

理由といたしまして、1、金融機関窓口における督促手数料の確認事務の廃止がございまして、督促手数料の確認事務とは、納税者が納期限を過ぎた納付書により、金融機関窓口で納める際に、金融機関ではその都度、収納課に督促手数料がかかるかどうかを問合せ、必要に応じ、督促手数料を納付書に加筆して収納を行う事務です。

令和5年4月より納付書に地方税統一QRコードが導入されたことに伴い、確認事務の取扱いが終了したことが、督促手数料の廃止に至った経緯でございます。

次に、2、金融機関窓口で督促手数料の確認事務が廃止されたことによる問題点です。督促状は、納付書を兼ねており、督促手数料が加算されておりますが、納税者が督促状発付後に金融機関窓口で督促状ではなく、当初の納付書で納付すると、先ほどの確認事務が廃止されたことにより、納付書に印字されている本税のみの納付となり、督促手数料だけが未納として残ってしまいます。

そうしますと、未納となった督促手数料を徴収するため、新たに督促手数料100円のみを納付書を発行し、送付するための事務負担及び経費が増加しています。

令和5年度に入りまして、これまで5回、督促手数料のみの納付書を約300件発付しており、郵送費や人件費等で、約15万円の経費がかかっております。

つまり、100円を徴収するために約500円の経費がかかっているということになります。

また、督促手数料の納付に納得しない納税者からの苦情や問合せ等に時間を費やしているのも課題となっております。

次に3、督促手数料廃止の効果ですが、一つ目に督促手数料の徴収に係る事務負担及び経費の削減になります。

二つ目に督促手数料の廃止により、督促手数料に関する問合せや苦情がなくなることで、

以上のことにより、督促手数料の徴収に費やしていた事務時間を他の収納事務、滞納整理処分等の業務に充てることができ、収納率の向上につながるものと考えております。

次に4、廃止の時期ですが令和6年4月1日から廃止したいと考えております。

なお、施行期日前、3月31日までに納期限を迎えた市税等につきましては、従来どおりの取扱いといたします。

次に5、市税以外の督促手数料についてですが、市税以外の農業集落排水施設使用料、下水道使用料などにつきましても、市として統一した取扱いとするため、廃止したいと考えております。

最後に、参考といたしまして近隣自治体の督促手数料の廃止の状況になります。

水戸市、常陸太田市、常陸大宮市は記載の期日に廃止しております。

ひたちなか市は、本市と同様、令和6年度に廃止の予定と伺っております。

茨城県内におきましては、令和5年4月1日現在、44市町村中26市町村が既に廃

止しております。

茨城県税においても、昭和 38 年に廃止となっております。

なお、督促手数料は廃止いたしますが、督促状につきましては、これまでどおり地方税法の規定に基づき、発付することになります。

8 ページの概要をご覧ください。

今回、督促手数料を廃止するにあたり、那珂市税条例等の一部を改正する条例を制定し、関係条例の改正を行います。

改正する条例は、那珂市税条例、那珂市介護保険条例、那珂市後期高齢者医療に関する条例、那珂市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例、那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例になります。

改正する条文につきましては、記載のとおりとなっております、後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 すいません。今まで年間先ほど 300 件って言っていましたが、毎年それぐらい結構あったということですか。それとも多かったのか少なかったのかお伺いいたします。

収納課長 この 300 件というのはですね、今年度 4 月に地方税統一 QR コードが導入されて以降、督促手数料のみの納付書を発付した件数になります。

今までの督促状そのものにつきましては、令和 4 年度は 2 万 3,650 件発付しております。

以上でございます。

委員長 ほかございませんか。

副委員長 お恥ずかしい話になりますが、私も納期限を過ぎて払ったことがあったんですけど今度からは、来年 4 月 1 日からは、コンビニなんかで納期限が過ぎても納付書は使えるんですか。

何かこれを過ぎてから使えませんかってコンビニで言われたことがありまして。

収納課長 コンビニで納付書を使って納めることができる期限で、指定期限というものを納期限から 15 日後に設定しています。

納期内納付が原則となっておりますが、その指定期限につきましても、無期限というわけにはいきませんが、ある程度延長したいと考えております。

以上でございます。

副委員長 分かりました。

ありがとうございます。

委員長 ほかがございますか。

なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 59 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 59 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前 11 時 00 分)

再開(午前 11 時 01 分)

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席いたしました。

議案第 69 号 那珂市公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

市民協働課長 市民協働課長の秋山です。

ほか 2 名が出席しております。

よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 69 号をご覧ください。

議案第 69 号 那珂市公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

那珂市公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 項第 3 号の規定により、下記のとおり、指定管理者の公の施設の管理を行わせるため、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めます。

提案理由でございます。

常陸鴻巣駅舎ふれあい駅舎の管理について。

現在の指定管理の指定期間が令和 6 年 3 月 31 日に満了となることから、改めて指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、2 ページをご覧ください。

説明資料に沿ってご説明させていただきます。

1、指定管理者に管理運営を行わせようとする公の施設の名称及び所在地。

名称、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎。所在地、那珂市鴻巣 1,356 番地 6。

2、指定管理者とする団体の名称及び所在地。

名所、鴻巣自治会。所在地、那珂市鴻巣 2101 番地 10。

3、指定管理の期間。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間になります。

4、指定管理料。年間 130 万円、現在と同額でございます。

5、公募せずに当該団体を指定管理とする理由。那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の第 2 号、公募によらない選定。

指定管理者による施設の管理が適切に行われ、当該指定期間の満了も引き続き当該指定管理者のいる団体は、長きにわたり、指定管理者として適切な管理運営をしております。

また、コミュニティー活動の拠点施設としても、地域住民に活用されており、地域の中心で役割を果たしている、この団体が管理運営することが適切であるため、鴻巣自治会を指定管理者として選定いたしました。

説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 説明ありがとうございました。

今回、鴻巣自治会長に指定管理者をお願いするというので、会長も日頃大変お忙しい日々を過ごしておりますが、この指定の期間と指定管理料については、市のほうで、この期間、令和 9 年 3 月となっておりますが、その辺はどのように考えて選定しているのか、改めてご説明を願います。

市民協働課長 この 130 万円の指定管理料につきましては、現在も同額でやらせていただいておりますが、ただ、昨今の物価上昇等も踏まえ、予算を組むときに、中身に関しては、地域の方とお話をしながら、どこにどういうふうにかかるとか、また清掃業務も行っていただいておりますので、清掃業務の回数をちょっと減らしたりという形で同額で調整し、中身については自治会でも問題ないというふうなお話で調整が済んでおります。

寺門委員 令和 9 年 3 月までとなっておりますが、この指定の期間についても、特別、妥当ということで、認識よろしいでしょうか。

市民協働課長 期間の 3 年間につきましても、中期的な形で地元に来ていただくということで前回は 3 年間でしたので、今回も 3 年間という形で指定管理をする予定で今回上げております。

寺門委員 分かりました。

引き続きよろしく申し上げます。

君嶋委員 すいません、確認させていただきたいんですけども、よく鴻巣のこの駅舎のグループ、指定管理をやっているということで毎年暮れとか、年明けにイベント等をやっていたような気がするんですね。捨て看板があって、ワーホイ祭りとか何か、それは今のこの指定管理受けている鴻巣の駅舎のほうでやっているわけじゃないですか。今は芳野直売所でやっているのかそれちょっと確認させていただきたい。

市民協働課長 現在もこの場所でやっております。

君嶋委員 最近看板とか、そういう事業を見かけないなと思ったのはコロナの時期もありましたから、多分そうかと思うんですけど、芳野地区で駅舎を使っていろいろイベントを今までもやっていたんで、今後も続けていただければ、賑わいが戻っていいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 ほか質疑ございませんか。

副委員長 この指定管理者っていうのは、JRとの絡みなんかは、行政との絡みなんかはないんでしょうかが一つと、あと駐輪場が何年か前までは屋根がなかったんです。今は屋根付駐輪場になっているのか、お伺いしたいと思います。

市民協働課長 JRにつきましては一部JRの構内に入るところがJR分の持分になっていまして、駅舎そのもの自体は市の持ち物ですのでJRとの関係性については支障がございません。

また駐輪場につきましては、屋根が付いた駐輪場が現在整備されております。

副委員長 分かりました。

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前11時10分)

再開(午前11時11分)

委員長 再開いたします。

環境課が出席いたしました。

議案第 63 号 令和 5 年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

環境課長 環境課長の綿引です。

ほか 2 名が出席しております。

よろしくをお願いいたします。

それでは、公園墓地事業特別会計補正予算書の 1 ページをご覧ください。

議案第 63 号 令和 5 年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。

3 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為についてご説明いたします。

事項でございますが、公園墓地管理システム運用業務になります。

期間は令和 5 年度から令和 10 年度まで、限度額は 224 万 5,000 円でございます。

現在使用しております、公園墓地管理システムの契約が令和 5 年度末で期間満了になるため、新たに 5 年契約するものでございます。

5 ページをお開き願います。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

上段の歳入になります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、25 万 7,000 円。

続きまして、下段の歳出になります。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金 25 万 7,000 円。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第 63 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日の議題は全部終了いたしました。
以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会（午前 11 時 14 分）

令和 5 年 12 月 15 日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 富山 豪